

令和8年度安全重点施策

安全管理規程第7条「安全重点施策」に基づく、(株)クルーズクラブ東京 令和8年度安全重点施策を下記の通りとする。

1. 運航中、傷病者が発生した際又、それが重篤な場合 会社及び消防との連絡をスムーズかつ密にし、一方船内に於いては出来る限りの応急処置を行い傷病者の生命維持に全力を尽す。

：・各自日頃から非常連絡網の確認
・消防庁及び旅客船協会の救命講習への参加
・操練による救命処置の確認

2. 重大事故発生時に備え、操練及び事故対応訓練の各項目内容を熟知しておく。

：・操練及び乗組員教育の実施

3. 従業員は、お客様に対し、乗船中、乗下船誘導時に安全上の注意を促すとともに本船及び船内、棧橋の保守整備に努め、お客様の負傷者発生をゼロにする。

：・お客様への声掛け強化
・本船及び棧橋の保守整備実施
・陸上施設からの案内導線はより安全な経路を選び、つまずいて転倒しない様声掛けを行う

令和8年4月1日

株式会社クルーズクラブ東京

代表取締役社長 鶴身明子

